

# 目次

<b>第1部 総則</b> .....	<b>1-1</b>
第1章 計画の基本方針 .....	1-2
第1節 計画の目的 .....	1-2
第2節 計画の位置付け .....	1-2
第3節 他計画との関連 .....	1-3
第4節 計画の基本概念 .....	1-4
第5節 計画の構成 .....	1-5
第6節 計画の使い方 .....	1-6
第2章 計画の前提条件 .....	1-7
第1節 自然条件 .....	1-7
第2節 社会条件 .....	1-10
第3節 災害履歴 .....	1-16
第4節 被害の想定 .....	1-18
第3章 防災関係機関の業務大綱 .....	1-29
第1節 地域防災組織 .....	1-29
第2節 防災関係機関の業務の大綱 .....	1-30
第3節 指定地方行政機関等の役割 .....	1-33
第4章 市民等の役割 .....	1-34
第1節 市民の役割 .....	1-34
第2節 自主防災組織の役割 .....	1-35
第3節 事業所の役割 .....	1-35
第5章 減災目標 .....	1-36
第1節 防災アセスメント調査における防災の考え方 .....	1-36
第2節 減災目標 .....	1-39
<b>第2部 災害予防編</b> .....	<b>2-1</b>
第1章 災害に強いまちづくり .....	2-2
第1節 災害に強い都市の形成 .....	2-2
第2節 風水害の予防 .....	2-6
第3節 地盤災害の予防 .....	2-7
第4節 災害に強い市街地の形成 .....	2-9
第2章 防災体制整備計画 .....	2-11
第1節 防災体制の確立 .....	2-11
第2節 防災拠点とネットワークの整備 .....	2-15
第3節 情報連絡体制の整備 .....	2-25
第4節 災害及び防災に関する調査・観測などの推進 .....	2-28
第5節 男女共同参画の視点への配慮 .....	2-28
第3章 市民の安全確保に対する備え .....	2-29
第1節 消防活動に対する備え .....	2-29
第2節 避難に対する備え .....	2-33
第3節 救急・救助活動に対する備え .....	2-39
第4節 医療救護活動に対する備え .....	2-41
第5節 要配慮者及び要配慮者利用施設等の安全確保に対する備え .....	2-43
第6節 帰宅困難者に対する備え .....	2-48
第4章 災害時の生活安定に対する備え .....	2-51

第1節	防災用資機材の備蓄	2-51
第2節	食料・生活必需品の備蓄	2-52
第3節	飲料水等の供給に対する備え	2-54
第4節	防災倉庫などの整備	2-55
第5節	環境衛生に対する備え	2-55
第6節	住宅の確保に対する備え	2-59
第7節	広報・広聴活動に対する備え	2-61
第8節	教育・保育活動に対する備え	2-63
第9節	文化財の災害対策	2-65
第5章	災害対応力の向上	2-66
第1節	地域防災力の充実強化	2-66
第2節	防災教育の推進	2-70
第3節	防災訓練の実施	2-73
第6章	災害時受援計画及び応援計画	2-77
第1節	災害時受援計画	2-77
第2節	災害応援計画	2-82
<b>第3部</b>	<b>災害応急対策編</b>	<b>3-1</b>
第1章	災害対策組織の立ち上げ	3-2
第1節	配備体制	3-2
第2節	災害対策本部の活動	3-7
第2章	効果的な災害対応の実現	3-14
第1節	災害救助法の適用	3-14
第2節	協力体制の確立	3-16
第3節	自主防災組織との連携	3-17
第4節	ボランティア等との連携	3-18
第5節	情報の収集・伝達	3-22
第6節	災害広報	3-26
第7節	災害広聴計画	3-30
第3章	生命に関わる応急活動	3-32
第1節	消防応急対策	3-32
第2節	救急・救助活動	3-34
第3節	医療救護活動	3-37
第4節	避難誘導	3-41
第5節	帰宅困難者対策	3-44
第6節	避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営	3-48
第7節	要配慮者の支援及び要配慮者利用施設等の対策と支援	3-53
第8節	行方不明者の捜索	3-58
第9節	遺体の取り扱い	3-60
第10節	水防・土砂災害対策	3-62
第11節	建築物危険度判定	3-67
第4章	生活に関わる応急活動	3-69
第1節	社会秩序の安定	3-69
第2節	防疫・衛生対策	3-71
第3節	環境対策	3-73
第4節	文教・保育施設の対策	3-77
第5節	動物愛護	3-82
第6節	飲料水の供給	3-84
第7節	食料の確保及び供給	3-85

第8節	生活必需品の供給	3-89
第9節	施設・設備の応急復旧	3-91
第10節	緊急輸送・緊急交通施設対策	3-94
第5章	復旧に向けた応急活動	3-100
第1節	応急住宅対策	3-100
<b>第4部</b>	<b>災害復旧・復興編</b>	<b>4-1</b>
第1章	総合的な復旧・復興計画	4-2
第1節	災害復旧計画の方針	4-2
第2節	災害復旧事業の種類	4-2
第3節	激甚災害の指定	4-3
第4節	災害復興	4-3
第2章	生活安定のための対策	4-5
第1節	罹災証明書等の発行	4-5
第2節	義援金品等の受入れ・配分	4-9
第3節	被災者の生活の安定	4-11
第4節	被災者への支援	4-15
第5節	中小企業等への融資	4-16
<b>第5部</b>	<b>その他対策編</b>	<b>5-1</b>
第1章	大規模火災対策	5-2
第1節	災害特性	5-2
第2節	応急活動体制	5-5
第3節	情報の収集・伝達	5-6
第4節	消防応急対策計画	5-6
第5節	市民の安全確保に係る活動	5-16
第2章	南海トラフ地震防災対策	5-19
第1節	南海トラフ地震による被害	5-19
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応	5-21
第3節	市民、企業等への呼びかけ	5-22
第3章	複合災害対策	5-24
第1節	基本方針	5-24
第2節	想定される複合災害の種類及びパターン	5-25
第3節	複合災害対策	5-26
第4章	特殊災害種別対応計画	5-29
第1節	雪害対策計画	5-29
第2節	竜巻等突風災害対策計画	5-33
第3節	危険物等災害対策計画	5-37
第4節	放射性物質事故災害対策計画	5-51
第5節	航空機事故災害対策計画	5-65
第6節	道路災害対策計画	5-69
第7節	鉄道事故災害対策計画	5-73
第8節	雑踏災害対策計画	5-77
第9節	農作物等災害対策計画	5-81
第10節	ライフライン災害対策計画	5-85
第11節	火山噴火対策計画	5-103

## 用語集

<b>第1部 総則</b>	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

# 第 1 部 総 則

第 1 章 計画の基本方針

第 2 章 計画の前提条件

第 3 章 防災関係機関の業務大綱

第 4 章 市民等の役割

第 5 章 減災目標

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

# 第1章 計画の基本方針

## 第1節 計画の目的

川口市地域防災計画は、本市の地域に係る災害について、予防計画、応急計画、復旧・復興計画などに関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、川口市防災会議が定めたものである。

本計画は、内閣府に設置する中央防災会議が策定する防災基本計画、埼玉県地域防災計画、川口市総合計画及び川口市国土強靱化地域計画、指定行政機関や指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図るとともに、計画の内容については毎年度検討を加え、必要に応じて修正を行う。

なお、災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は次のとおりである。

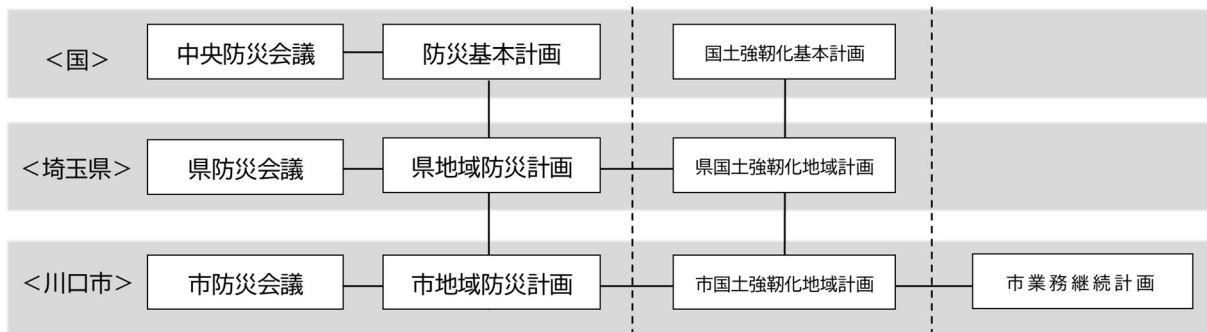


図 災害対策基本法に定められた国・県・市の防災計画の体系

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

## 第3節 他計画との関連

### 1. 他計画との整合及び連携

本計画は、県が策定する地域防災計画及び指定行政機関・指定公共機関が策定する防災業務計画と整合を図り、川口市国土強靱化地域計画や川口市業務継続計画（BCP）など、本市の他計画などにおける防災関係の対策とも相互に整合性を保ち、連携する。

第1部  
総則

第2部  
災害予防編

第3部  
災害応急対策編

第4部  
災害復旧・復興編

第5部  
その他対策編

第1部 総則	第2部 災害予防編	第3部 災害応急対策編	第4部 災害復旧・復興編	第5部 その他対策編
第1章 計画の基本方針	第2章 計画の前提条件	第3章 防災関係機関の業務大綱	第4章 市民等の役割	第5章 減災目標

## 第4節 計画の基本概念

本市では、平成28年（2016年）4月に令和7年（2025年）を目標年次とした「第5次川口市総合計画」を川口市自治基本条例の趣旨を尊重しつつ策定している。

この計画における基本構想では、本市がめざすべき姿の一つとして『誰もが“安全で快適に暮らせるまち”』を掲げており、基本計画においては、基本計画各論において『誰もが“安全で快適に暮らせるまち”』の実現に向けた基本方針、施策及び目標指標も定められている。

特に「さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」（基本計画各論 めざす姿Ⅴ 施策4）においては、「防災対策の充実」を施策の一つとするとともに、防災訓練参加者数を106,490人（令和7年度）にする目標指標を設定している。

### 【第5次川口市総合計画】

- 将来都市像 人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口
- めざす姿 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”
- 施策 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり

### ○基本方針

あらゆる危機から市民の生命と財産を守るため、体制の充実・強化を図るとともに、市民の防災・防犯意識を高め、市民と行政が一体となって危機に強いまちをつくります。

### ○主な取り組み（防災対策の充実）

危機管理対応力の強化や避難所などの防災施設整備の推進といった「公助」に加え、自ら命を守る「自助」や地域住民で助け合う「共助」による防災のまちづくりをさらに推進するため、地震や水害等の大規模災害の発生を想定した防災訓練の実施や防災意識の啓発、自主防災組織への支援といった取り組みを行います。

このような考えのもと、本市の最上位計画である「第5次川口市総合計画」に示された防災に関する基本方針等を踏まえ、本計画の基本概念を次のとおり設定した。

### 【本計画の基本概念】

「自助・共助・公助の連携により、誰もが安全に暮らせる防災のまちづくり」